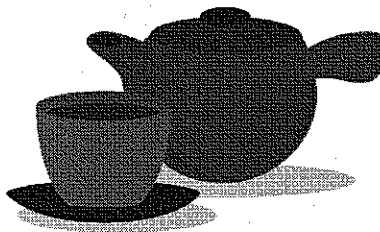


「宇治茶GAP」の手引き



2014年4月

宇治茶GAP推進プロジェクト

1 宇治茶GAPに取り組む目的

- (1) 京都ブランドにふさわしい、良質で安心・安全な宇治茶を提供して宇治茶に対する信頼性を高め、
- (2) 宇治茶を生産する上での様々なリスクを低減し、
- (3) 宇治茶の生産者及び産地がこれからも持続的に発展していくこと、以上を目的に、生産者、関係機関・団体、行政が一体となって、宇治茶GAPの導入・実践に取り組みます。

2 考え方

- 宇治茶GAPは、宇治茶を生産する京都府内の全ての生産者・製茶工場が自ら取り組みます。
- 京都府の茶業関係団体は、「宇治茶GAP推進プロジェクト」を組織し、茶生産者・製茶工場の取組を一体となって支援します。
- 宇治茶GAPの管理基準は、農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(茶)」を満たすものとします。

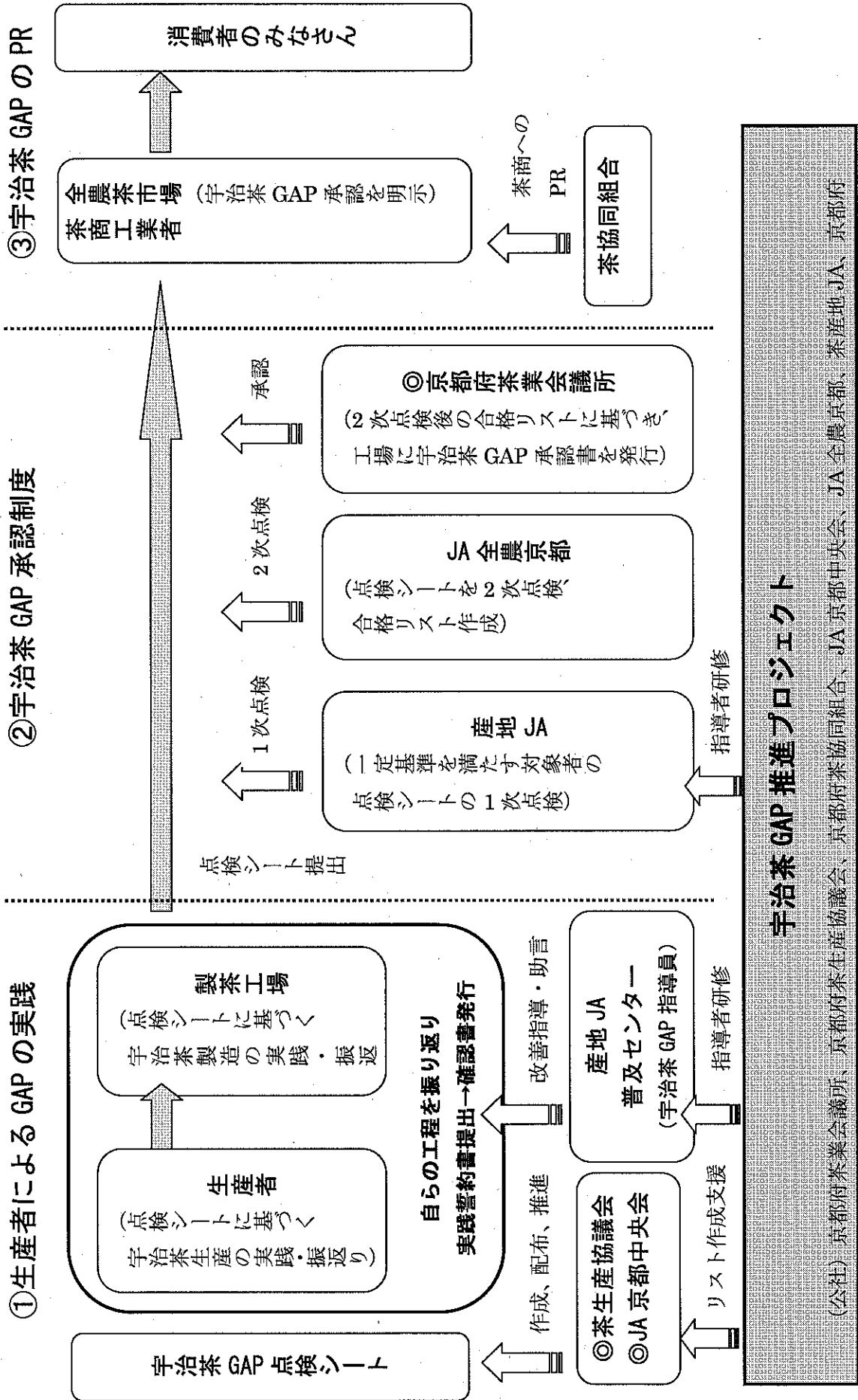
3 推進体制

- (1) 宇治茶GAP推進プロジェクトの構成団体
 - (公社) 京都府茶業会議所、京都府茶生産協議会
 - 京都府茶協同組合、JA京都中央会、茶産地JA
 - JA全農京都、京都府
- (2) 宇治茶GAP推進プロジェクトの活動内容
 - 茶生産農家への周知・指導(研修会の開催等)
 - 宇治茶GAP点検シートの作成・改訂
 - 宇治茶GAPの実践・承認制度の設計と推進
 - 消費者・実需者に対する周知
 - 会議等の開催

4 宇治茶GAPの進め方

- 宇治茶GAPは、①府内全ての生産者・工場がGAPに取り組む「実践」
②所定の基準を満たした実践者への「承認」
③宇治茶GAPの「PR」、の3つに分けて進めます。

「宇治茶 GAP」の概要図



宇治茶 GAP 推進プロジェクト

(公社) 京都府茶業会議所、京都府茶生産協議会、京都府茶協同組合、JA 京都中央会、JA 全農京都、茶産地 JA、京都府

【①宇治茶GAPの実践】

- 対象者：府内の茶生産者・製茶工場全て
- 概要：GAP研修会への参加、点検シートによる振り返り、宇治茶GAP指導員による改善指導、実践誓約書の提出(後日、誓約書提出者へ実践確認証を交付)
- 配布物：①宇治茶GAP点検シート(実践誓約書とじ込み)
②取組マニュアル・参考記帳様式
③「宇治茶GAP」の手引き
- 費用：無料
- 推進主体：京都府茶生産協議会、JA京都中央会

茶生産者・製茶工場が行うこと

- (1) 宇治茶GAP研修会に必ず参加し、GAPについて正しく理解します
- (2) 宇治茶GAP指導員の助言や宇治茶GAP点検シートを参考に、自らの茶栽培・製茶工程を振り返ります
- (3) 振り返りをもとに、茶栽培・製茶工程の改善すべき点を明らかにし、改善方法を考えて取り組みます
- (4) 上記1～3の内容を、宇治茶GAP点検シートに付いている「実践誓約書」に記入し、産地JAに提出します
- (5) 宇治茶GAP推進プロジェクトが内容を確認後、推進プロジェクトから「実践確認証」が交付されます
- (6) 宇治茶GAP指導員の助言や宇治茶GAP点検シートを参考に、毎年、工程を振り返り、改善点を明らかにして、実践誓約書を提出し、自らの茶栽培・製茶工程の改善に取り組み、より良い茶生産を実践しましょう。

宇治茶GAP推進プロジェクトが行うこと

- (1) 宇治茶GAP推進方針の設定
- (2) 宇治茶GAP点検シート（毎年）、マニュアル・参考様式の改訂・印刷・配布
- (3) 宇治茶GAP指導員研修会の開催
- (4) 実践者名簿の写しを管理し、宇治茶GAPの進捗状況を把握
- (5) 宇治茶GAPの広報（生産者向け、外部向け）

宇治茶GAP指導員が行うこと

- 宇治茶GAP指導員：産地JA担当者、TAC、普及指導員、GAPに先進的に取り組む農家等
- 宇治茶GAP指導員の要件：推進プロジェクトが開催する指導者研修会を受講すること

- (1) 各地域の京都府茶生産協議会の部会（組合）単位以上で、生産者向けの宇治茶GAP 研修会を計画的に開催する
- (2) 茶生産者・製茶工場の工程改善に向けた助言を行う
- (3) 【産地JA】茶生産者・製茶工場から提出された「実践誓約書」を受け付ける
- (4) 【産地JA】実践者名簿を作成して、名簿の写しを推進プロジェクト（京都府茶生産協議会・JA京都中央会）へ提出し、実践確認証を交付する

【②「宇治茶GAP」承認制度】

- 対象者：宇治茶GAP実践者（製茶工場単位で承認）
- 概要：自己点検・改善指導を経て、所定の基準をクリアした宇治茶GAP実践者からの申請に基づき、点検を行い、府茶業会議所による承認

- レベル：初級、上級の2級制。次の基準を満たした者を承認します

レベル	承認基準	点検事項
初級	宇治茶GAP点検シートの <u>必須項目100%</u> を実践	1次点検：書類確認 2次点検：書類確認
上級	宇治茶GAP点検シートの <u>必須項目100%+</u> <u>重要項目70%以上</u> 実践	1次点検：書類確認+現地確認 2次点検：書類確認

- 承認にかかる費用：無料
- 有効期間：承認後3年間（申請〆切 8月末、承認書発行は毎年1/1）
- 更新の手続き：新規承認と同じ手続きを行う
- 有効期間中の義務：①宇治茶GAP実践誓約書を毎年提出
②宇治茶GAP点検シートによる点検と必要書類保管
- 推進主体：（公社）京都府茶業会議所

茶生産者・製茶工場が行うこと

- (1) 研修会や宇治茶GAP指導員の助言を参考に、自己点検に取り組む
- (2) 宇治茶GAP点検シートで自己点検し、所定の基準をクリアした製茶工場が、次の申請書類を揃えて、産地JAに提出して下さい
 - ①承認申請書1枚
 - ②宇治茶GAP点検シート（工場編）の写し1部
 - ③宇治茶GAP点検シート（栽培編）の写し（申請する生産者全て）
- (3) 基準をクリアできている場合、2段階の点検を経て、府茶業会議所から「宇治茶GAP承認書」が製茶工場に対して交付されます

点検員が行うこと

- 点検員：1次点検（産地JA）、2次点検（JA全農京都）
- 点検員の要件：原則として、JGAP基礎研修を受講し、JGAP指導員資格を保持すること

●1次点検者（産地JA）の役割

- (1) 毎年8月末までに、製茶工場からの申請書を受け付けます
- (2) 申請書類を確認し、レベル毎に設定した基準をクリアできているかを点検します。上級の場合は、現地確認も行います。
- (3) 基準をクリアした者の申請書類（申請書+点検シートの写し）を、2次点検に送ります（10月末まで目処）
- (4) 基準をクリアしなかった者への改善指導を行い、クリアできたら、再度点検を行います（10月末まで目処）
- (5) 交付された「宇治茶GAP承認書」を申請者に送付します。また承認者の名簿を保管します

●2次点検者（JA全農京都）の役割

- (1) 1次点検クリア後の申請書類を確認し、レベル毎に設定した基準をクリアできているかを再点検します
- (2) 基準をクリアした者の名簿を作成
- (3) 基準をクリアした者の名簿と申請書類一式を、京都府茶業会議所へ送ります
- (4) 宇治茶GAP承認者の名簿を保管し、茶市場出荷の際の表記の参考とします

●承認者（茶業会議所）の役割

- (1) 1次点検・2次点検の確認結果と名簿に基づき、「宇治茶GAP承認書」（初級、上級）を発行し、級別の承認者名簿を作成します
- (2) 1次点検者へ、「宇治茶GAP承認書」を送ります
- (3) 1次・2次点検者へ、宇治茶GAP承認者の名簿を送付します
- (4) 申請書類は、有効期間（3年間）保管します

(見本)

年 月 日

宇治茶GAP承認申請書

公益社団法人京都府茶業会議所会頭 様

氏名

印

以下の茶工場の宇治茶GAP承認をいただきたく、【宇治茶GAP点検シート】を添えて下記のとおり、
【 】級の承認申請をいたします。

記

生産者名(代表者名)			
経営形態	1. 自園自製 2. 共同(法人または任意) 3. 製茶業		
茶工場名			
工場所在地	〒 -		
工場連絡先	電話	FAX	
	担当者名		
生産者氏名	氏名	氏名	氏名
	氏名	氏名	氏名
	氏名	氏名	氏名

添付資料

- ・宇治茶GAP点検シート【製茶工場編】
- ・宇治茶GAP点検シート【茶園管理編】

◆参考:評価基準

等級	必須	重要	努力
上級	100% %	70% %	- %
初級	100% %	- %	- %

※上級は、評価員による現地調査も行います。

(見本)

宇治茶 GAP 承認書

承認番号：第

号

様

初級

貴殿は、京都府のより良い茶業経営のために実施する宇治茶GAPにおいて初級であることを承認します。

平成 年 月 日

有効期限：平成 年 月 日
～平成 年 月 日

公益社団法人京都府茶業会議所

会頭 杉本貞雄

平成 26 年度のスケジュール

年 月	(1) 実践	(2) 承認	(3) P R
H26. 3 月	指導者向け研修		
4 月	①生産者向け研修 (南部、北部) 点検シート配布 実践スタート 改善指導		初市前に広報 (茶商・一般 向け)
5 月			
6 月	①実践誓約書提出		
7 月	①実践確認書交付	・申請受付開始 (8 月末まで随時)	
8 月	②生産者向け研修 (プロジェクト主催) ②実践誓約書提出	・1 次点検 (10 月末まで順次)	止市後に効果 検証
9 月	②実践確認書交付 ③生産者向け研修 (地域毎に開催) ③実践誓約書提出 (9 月末まで)	・2 次点検 (11 月末まで順次)	
10 月	③実践確認書交付		
11 月			
12 月		・承認書の発行 (年内をめど)	
H27. 1 月	H27 版点検シート 配布	・承認書の配布 ・名簿の送付・保管	
2 月			
3 月	H27 実践誓約書提 出	H27 産茶への記載	

*一部、予定も含まれます